公立岩瀬病院企業団入札心得

（目的）

第１条　工事、測量、設計、調査、製造、物品の購入、修繕その他の契約に係る競争による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（入札保証金）

第２条　入札保証金の納付等については、公立岩瀬病院事業会計規程（平成２１年管理規程第２５号。以下「規程」という。）の定めるところによる。

２　落札者又は落札予定者が契約を締結しないときは、入札保証金の納付があった場合には、当該入札保証金は公立岩瀬病院企業団（以下「企業団」という。）に帰属する。

（工事費内訳書等）

第３条　工事、測量、設計又は調査の入札においては、入札参加者は、当該入札に係る工事費内訳書、委託費内訳書又はその他契約権者が指定する内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）を提出しなければならない。

２　前項の工事費内訳書等を提出しない者の入札は、無効とする。

３　工事費内訳書等の提出を要する入札において、入札金額と工事費内訳書等の合計金額が一致しない場合その他工事費内訳書等に不備がある場合は、その入札を無効とすることがある。

（入札等）

第４条　入札参加者は、公告、指名通知書、設計図書（仕様書等含む）、その他入札に関する書類並びに入札条件及び契約方法を熟知の上、入札しなければならない。

２　入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。ただし、郵便による入札その他契約権者が認める方法による場合は、この限りでない。

３　入札参加者が代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けた後、入札書を提出しなければならない。

４　入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札参加者等」という。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

５　入札参加者は、企業団が発注する契約に関して次の各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、入札参加者の代理人とすることができない。

（１）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
（２）競争入札等の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
（３）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
（４）工事、製造等の契約履行のための監督員及び検査員等の検査の実施を妨げた者
（５）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
６　入札参加者等は、入札書及び工事費内訳書等を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）
第５条　入札参加者等は、入札を辞退することができる。
２　入札参加者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
（１）入札執行前にあっては、入札辞退届を契約権者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
（２）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
３　入札参加者等は、入札書を提出した後は、入札を辞退することができない。
４　入札参加者等が、所定の日時及び場所に出席しない場合は、入札を辞退したものとみなす。ただし、郵便による入札その他契約権者が認める方法による場合は、この限りでない。
５　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）
第６条　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。
２　入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の延期又は取りやめ等）

第７条　入札参加者等が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（再度入札）

第８条　開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札に付することができる。

２　入札が無効又は失格となった者は、その後の再度の入札には参加できないものとする。

（無効の入札）

第９条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）入札参加資格のない者のした入札

（２）記名押印を欠く入札

（３）金額を訂正した入札又は金額が明確でない入札

（４）誤字、脱字等により意思表示が不明な入札

（５）１人で２通以上提出した入札

（６）明らかに連合によると認められる入札

（７）工事費内訳書等の提出を要する場合において、工事費内訳書等を提出しない入札

（８）工事費内訳書等の金額が入札金額と一致しない入札

（９）工事費内訳書等に未記入その他の不備がある入札

（10）初度の入札に参加しなかった者のした再度の入札

（11）入札条件に違反した入札

（落札者の決定）

第 10 条　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、契約の性質又は目的から最低価格の入札者を落札者とすることが適当でない場合は、別に定めるところによる。

２　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金）

第 11 条　契約保証金の納付等については、規程の定めるところによる。

（契約書等の提出）

第 12 条　契約書を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印するとともに、関係書類を添えて速やかに契約権者に提出しなければならない。

２　落札者が前項に規定する契約書及び関係書類を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

（異議の申立て）

第 13 条　入札をした者は、入札後、第４条第１項に規定する設計図書、入札条件及び契約方法等並びにこの心得について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。

（工事等に係る共同企業体に関する事項）

第 14 条　共同企業体が入札に参加する場合において、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任されたことを証する書面を提出し、入札に参加しなければならない。

（補則）

第 15 条　この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

附　則

１　この心得は、令和８年８月１８日から施行する。

２　令和８年８月１８日以前に入札公告又は入札通知を行った案件については、なお従前の例による。

（別紙1）

入　札　書

※１
入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壱

円也

工事（業務）名
工事（業務）箇所

上記のとおり入札いたします。
年　　月　　日

※２　住　　所
商号又は名称
代 表 者 名　　印

※３　（押印を省略する場合のみ余白に記載）
本件責任者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）
本件事務担当者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）

（あて先）　公立岩瀬病院企業団　企業長　　様

（※１）アラビア数字を用いるときには金額の頭書に「￥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭書に「金」の文字を併記すること。
（※２）入札等の権限を委任された者（支店長や営業所長などでその委任関係を須賀川市、鏡石町、天栄村及び玉川村に登録しているものを指す。）が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載すること。
（※３）※３において押印を省略する場合のみ余白に記載すること。

（別紙２）

入札書を無効とする申出書

１　工 事 名（業務名）

上記の入札に関して入札書等を提出していましたが、下記の工事の落札者（落札候補者）となり、技術者を配置できなくなったため、上記工事（業務）に係る入札書を無効とするよう申し出ます。

記

発注者名

工 事 名

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代 表 者 名　　印

※（押印を省略する場合のみ余白に記載）

本件責任者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）

本件事務担当者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）

（あて先）　公立岩瀬病院企業団　企業長　様

（別紙３）

入札辞退届

年　　月　　日

公立岩瀬病院企業団　企業長　様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名　　印
※（押印を省略する場合のみ余白に記載）
本件責任者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）
本件事務担当者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）

私は、下記入札への参加を辞退します。

記

１　工事（業務）名
２　入札実施予定日　　年　　月　　日
３　辞退理由

（別紙４）

代理人印

委　　任　　状

年　　月　　日

公立岩瀬病院企業団　企業長　様

委任者
住　　所
商号又は名称
代 表 者 名　　印

私は都合により、　　を代理人と定め、下記の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

工事（業務）名	工事（業務）箇所

※欄が不足する場合には、適宜追加すること。